

## 「くにみプレミアム商品券」の販売期限が迫っています！

くにみプレミアム商品券の販売は、期限を過ぎると購入できませんので、忘れずに期限内に購入してください。利用可能店舗・期間等の詳細については、購入引換券に同封のチラシや町ホームページをご覧ください。

- 販売期限 令和8年5月31日(日)
- 販売場所 ①道の駅国見あつかしの郷 ②国見町商工会
- 販売時間 ①9時から18時まで ②10時から16時まで(※②平日のみ)



町ホームページ

産業振興課商工観光係 ☎ 585-2238

## 使用済み小型家電と古着類の特別回収を行います

町では、回収ボックスに入らない小型家電と燃やせるごみとして処分する古着類の回収を実施します。ご自宅に眠っている小型家電や古着類がありましたら、ぜひこの機会にご利用いただき、ごみ減量化と再資源化にご協力ください。

- 日時 6月27日(土) 午前9時～午前11時
- 場所 国見町役場 駐車場(正面入口前)
- 回収品目

区分	対象品目
小型家電類	電話機 / スマートフォン / ラジオ / 電子辞書 / CD プレーヤー / アンプ / デジタルカメラ / 一眼レフカメラ / パソコン(ブラウン管モニターは有償引き取り) / USB メモリー / ゲーム機 / 液晶モニター / インクジェットプリンター / 炊飯器 / 電子レンジ / トースター / ホットプレート / 扇風機 / アダプター類 / 充電器 / モバイルバッテリー など
古着類	和服・帯 / カーテン / 革ジャン / 水着 / コート / シーツ / ジーンズ / ズボン / スラックス / ジャケット / ダウンジャケット / ショール / スカーフ / スーツ / Y シャツ / ネクタイ / セーター / フリース / 背広 / タオル / T シャツ / パジャマ / ハンカチ / ブラウス / ベビー服 / 毛布 / ゆかた / ワンピース

※品目によって回収をお断りする場合があります。詳細は町ホームページでご確認ください。  
 ※インク、電池、カメラのフィルム、ビデオカメラのテープ・ディスクは外してください。  
 ※古着類は再利用しますので、できるだけ汚れや破れ、漏れがないものとし、中身がわかるように透明な袋に入れてお持ちください。



町ホームページ

### 【会場図】



### ■持ち込み時の注意点

- ・ドライブスルー方式(一方通行)で行いますので、徒歩で来られる方は、順番待ちとなる場合があります。
- ・会場では事故を起こさぬよう、係員の指示に従ってください。

住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

## 広報くにみ

# お知らせ版

令和8年

5月26日号

編集・発行 国見町総務課

## 防災気象情報が新しくなります！

令和8年5月29日(金)から、気象庁の発表する防災気象情報が新しくなります。名称が変わり、「警戒レベル」が加わるなど、どんな災害がどれだけ迫っているか、より分かりやすくなります。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

### ■新たな防災気象情報のポイント

- ・防災気象情報の注意報・警報の情報名に「レベル」が加わります。
- ・洪水注意報、洪水警報は廃止され、河川氾濫・大雨の情報に変わります。
- ・「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。



気象台ホームページ

### ■避難の判断について

気象庁の防災気象情報で警戒レベル相当3やレベル4相当が出ても、すぐに避難情報が出されるわけではありません。避難情報は、防災気象情報などを総合的に判断し、国見町が発令します。

国見町が「避難指示(警戒レベル4)」や高齢者等避難(警戒レベル3)等を発令した際は、速やかに避難行動をとってください。また、避難情報が発令されていなくても、身の危険を感じた場合は自らの判断で安全を確保する行動をとってください。

福島地方気象台 ☎ 534-6724

住民防災課危機管理課係 ☎ 585-2158

## 国見町観月台公園管理会委員の募集

国見町観月台公園管理会(委員構成5名以内)は、観月台公園施設および環境の整備を図り、町民の憩いの場にふさわしい公園として管理運営することを目的として、昭和48年に発足された任意の団体で、今年で53年を迎えます。

この度、当会の委員1名を町民の方より広く募集いたします。活動に興味のある方は、下記担当課までお問い合わせください。

- 募集人数 1名
- 募集要件 18歳以上の町民の方で活動に参加できる方
- 活動内容 年1回の総会、毎月1日及び15日の定期清掃活動(午前6時から) このほか平日に植栽の剪定や枯れ枝の整理作業などがあります。 ※活動管理料として、管理会より3万円/年をお支払いします。
- 現在構成 男性委員4名で活動しています。

建設課管理係 ☎ 585-2972

## くにみまんなかカフェ（ほっとあんしん認知症カフェ）の開催

くにみまんなかカフェは、認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れる場所です。地域の方や介護・医療の専門職なども集まり、お茶を飲みながらリラックスして自由に話せます。ぜひご参加ください。

- 日時 令和8年6月10日(日) 14時30分から(約1時間程度)
- 場所 コープふくしま国見店(イトインコーナー)

国見町社会福祉協議会 ☎ 585-3403

## 木造住宅等の耐震診断・改修等の支援事業のご案内

### ①木造住宅の耐震診断支援事業

建築士を派遣し、木造住宅の耐震性を診断します。併せて耐震改修計画を策定し、耐震改修にかかる概算費用を算出します。

#### ■対象

- ・所有者、賃借者、購入予定者が居住する住宅
  - ・昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅(昭和56年以降増築した建物は対象外)
- ※その他要件がありますので、詳細は建設課へご相談ください。  
※申込みから診断完了まで半年から1年程度かかります。



町ホームページ

### ②木造住宅の耐震改修支援事業

①の耐震診断で策定した耐震改修計画に基づく改修工事等について、費用の一部を補助します。

#### ■補助金額

- ・全面改修、建替工事 最大 115万円(工事費用の5分の4が上限額)
- ・簡易改修、部分改修工事 最大 69万円(工事費用の5分の4が上限額)
- ・リフォーム工事 最大 20万円
- ・引越費用 最大 6万円

※その他要件がありますので、詳細は建設課へご相談ください。

※申込みから補助金のお支払いまで半年から1年程度かかります。



町ホームページ

### ③ブロック塀などの耐震改修・撤去支援事業

避難路に面したブロック塀などの改修・撤去工事を行う場合に費用の一部を補助します。

#### ■対象

- ・避難路沿道に面し、地震などによる倒壊の恐れのあるもの
- ※既に倒壊しているもの、取り壊したものは対象外
- ・塀の高さが道路面から80cm以上あるもの など

#### ■補助金額

最大12万5千円(改修・撤去工事にかかる経費の2/3が上限額)

※その他要件がありますので、詳細は建設課へご相談ください。



町ホームページ

#### 申込期限

①から③のすべて11月30日(日)までに建設課にお申し込みください。

建設課管理係 ☎ 585-2972

## テレビ受信障害対策の実施について

携帯電話の新たな電波帯(700MHz帯)の利用開始が進められています。令和8年6月に試験電波の発射が予定されており、一部のお宅ではテレビの映像が乱れる可能性があります。

影響が出る可能性があるお宅には、一般社団法人700MHz利用推進協会がチラシの配布や訪問を行い、必要な場合は対策作業を行います(費用は一切かかりません)。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

- 問い合わせ先 700MHz(メガヘルツ)テレビ受信障害対策コールセンター  
☎ 0120-700-012(フリーダイヤル)  
☎ 050-3786-0700(IP電話等でフリーダイヤルへつながらない場合)
- 受付時間 午前9時から午後10時(年中無休)

## 国見町空き家対策総合支援事業のご案内

空き家の除却工事を希望する方に対して、工事費等の一部を助成します。

### ①建替を伴う空き家の除却

#### ■対象

- ・移住者、二地域居住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者、避難者

#### ■要件

- ・空家等バンクに登録された空き家であること
- ・自ら居住するために購入、賃貸、相続又は受贈した敷地に存する空き家であること
- ・申請後かつ、令和8年度中に工事が完了すること
- ・対象工事完了から1年以内に、同一敷地内に対象者が自ら居住するための新築住宅(併用住宅)に定住すること

#### ■補助金

対象経費の2分の1以内かつ最大96万円

### ②建替を伴わない空き家の除却

#### ■対象

- ・空き家の所有者(法人を除く)又は相続人、空き家の敷地の所有者(法人を除く)又は相続人であって、当該空き家の所有者又は相続人から当該空き家の解体について同意を得た者

#### ■要件

- ・補助対象者が所有又は相続する空き家、若しくは空き家の所有者又は相続人から解体の同意を得た空き家であること
- ・次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する空き家であること
  - (ア)特定空家等 (イ)管理不全空家等(ウ)不良住宅
  - (エ)昭和56年5月31日以前に着工した住宅で以下の全てに該当すること
    - i 居住その他の使用がなされていないことが常態となって1年以上であること
    - ii 耐震改修工事を行っていないこと
- ・申請後かつ、令和8年度中に工事が完了すること。

#### ■補助金

対象経費の2分の1以内かつ最大20万円

#### 申込期限

①から②のすべて11月30日(日)までに建設課にお申し込みください。

建設課管理係 ☎ 585-2972